

# 茨城県卓球連盟 個人情報保護規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、茨城県卓球連盟(以下「本連盟」という。)が保有する個人情報について、適正な保護を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
- (2)「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人。
- (3)「役員等」とは、本連盟の組織内で指揮監督を受け、個人情報の取扱いに従事する者。(役員、事務局、顧問等を含む。)
- (4)「利用」とは、本連盟内において個人情報を処理すること。
- (5)「提供」とは、本連盟以外の者に、本会の保有する個人情報を利用可能にすること。

### (適用範囲)

第3条 この規程は、本連盟の役員等に対して適用する。

- 2 個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の目的に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

### (個人情報管理者)

第4条 会長は、理事長を個人情報管理者として任命し、本連盟における個人情報の管理業務を行わせることができる。

- 2 個人情報管理者を任命した場合は、会長の指示及びこの規程に定めるところに基づき、個人情報保護に関する内部規定の整備、安全対策の実施等の措置を実施する責任を負うものとする。
- 3 個人情報管理者は、個人情報保護に関する細則等の整備、安全対策の実施等の措置を実施のために補佐する者を任命することができる。

### (作業責任者)

第5条 個人情報管理者は、個人情報を取扱う作業が行われるに際し、当該作業に係る事務局長を作業責任者として任命する。

## 第2章 個人情報の適正な取得

(個人情報の取得)

第6条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

(特定の個人情報の取得・利用・第三者提供の禁止)

第7条 次の各号に掲げる特定の個人情報については、これを取得し、利用又は第三者に提供してはならない。ただし、法令に基づく場合および本人の同意があり、かつ業務遂行上必要な範囲においては、この限りではない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項。
- (2) 人種、民族、門地、本籍地(所在都道府県に関する情報を除く)、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項。
- (3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項

(本人から直接に個人情報を取得する場合の措置)

第8条 本人から直接に個人情報を取得する場合は、本人に対して、次の各号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。

- (1) 個人情報の取得及び利用の具体的な目的。
- (2) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その具体的な目的、当該情報の受領者または受領者の組織の種類、属性。
- (3) 個人情報の取扱いを委託することが予定されている場合。
- (4) 個人情報を与えることは、本人の任意であること、及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果。
- (5) 個人情報の開示を求める権利、及び開示の結果、当該情報が誤ってる場合に訂正又は削除を要求する権利の存在、並びに当該権利を行使するための手続き。

(本人以外からの間接に個人情報を取得する場合の措置)

第9条 本人以外から間接に個人情報を取得する場合は、前条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条第2号に従って、本人の同意を得ている者から取得する場合。
- (2) 個人情報の取扱いを委託される場合。
- (3) 本人の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合。

## 第3章 個人情報の利用制限

(個人情報の移送送信)

第10条 個人情報の移送及び送信は、役員等のみが、外部流出等の危険を防止するために

必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

(個人情報の利用)

第11条 個人情報は、原則として利用目的の範囲内で、役員等のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

(個人情報の目的外利用)

第12条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第6条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前の本人の同意を得るものとする。

- 2 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用するために本人の同意を求める場合は、会長の承認を得るものとする。

#### 第4章 第三者提供の制限

(個人情報の共同利用)

第13条 個人情報を第三者へ提供又は共同利用する場合は、会長の承認を得るものとする。

(個人情報の取扱委託)

第14条 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、会長の承認を得るものとする。

- 2 前項に基づき、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、別に定める手続きに従うものとする。

(個人情報の第三者提供)

第15条 個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。

- 2 個人情報を第三者に提供する場合は、第6条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。
- 3 前項に基づき個人情報を第三者に提供する場合は、会長の承認を得るものとする。

#### 第5章 安全管理措置

(個人情報の管理の原則)

第16条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の安全管理対策)

第17条 会長は、個人情報に関するリスク(個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなど)に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。

- 2 個人情報は、適切な場所に保管し、会長又は個人情報保護管理者が保管するものとする。
- 3 個人情報の保存されている端末には、適切なアクセス制限を施すものとする。

- 4 個人情報の保存されている情報システム、情報機器については、外部媒体の接続及びネットワークへの接続を制限するものとする。

## 第6章 個人情報の開示・訂正・利用停止

(自己情報に関する権利)

第18条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

- 2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正、追加又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(自己情報の利用又は提供の拒否)

第19条 本人から自己の情報について利用又は第三者の提供を拒否された場合は、これに応じるものとする。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

(消去・廃棄の手続)

第20条 個人情報の消去及び廃棄は、当該個人情報の利用目的が終了した後、合理的な期間内に、個人情報保護管理者のみが、外部流出等の危険を防止するため、記憶媒体を物理的に破壊するなど適切な方法により、なし得るものとする。

## 第7章 個人情報の外部委託

(個人情報管理者の承認)

第21条 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、委託作業責任者は、事前に委託先、個人情報の内容、利用目的等を記載のうえ、個人情報管理者の承認を得なければならない。

- 2 個人情報管理者は、前項の承認をするときは、次の各号に定める事項その他委託先の個人情報の管理体制につき調査を行い、所定の水準に達していると認められなければ、個人情報の取扱いの委託を承認してはならない。

(秘密の保持)

第22条 前条により個人情報管理者が承認をおこない、個人情報の取扱いを委託する場合には、受託者は、事前に秘密保持に関する誓約書を個人情報管理者に提出しなければならない。

- 2 秘密保持に関する誓約書には次の各号に定める事項を、明確かつ具体的に定めなければならない。
  - (1) 委託する個人情報の内容、範囲、利用目的、委託先における利用態様及び委託処理期間。
  - (2) 委託する個人情報に関する秘密保持義務の遵守に関する事項。
  - (3) 委託する個人情報の安全管理体制に関する事項。
  - (4) 委託する個人情報の複製及び複写に関する事項。

- (5) 委託終了時における個人情報の返還及び廃棄に関する事項。
  - (6) 委託先における個人情報保護に関する事項。
  - (7) 委託する個人情報の漏えい、その他事故が発生した場合における措置及び責任分担に関する事項。
- 3 個人情報管理者は、本条に基づき作成された秘密保持に関する誓約書その他の文書を、合理的な期間保管するものとする。

(委託先に対する措置)

- 第23条 個人情報管理者は、定期的に委託先について秘密保持に関する誓約書に関するものについて調査しなければならない
- 2 個人情報管理者は、委託先において秘密保持に関する誓約書に違反し又は違反するおそれのあることを発見したときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。
  - 3 委託作業責任者は、委託期間中に個人情報の取扱い状況を調査し、秘密保持に関する誓約書に違反し又は違反するおそれのあることを発見したときは、直ちに、その旨を個人情報管理者に通知しなければならない。
  - 4 個人情報管理者は、前項の通知を受けた場合、直ちに必要な措置を講じなければならない。

## 第8章 補則

(見直し)

- 第24条 会長は、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に、本規程の改廃を含む個人情報保護の見直しを個人情報保護管理者に指示するものとする。

(運用細則)

- 第25条 個人情報保護管理者は、この規程に定めるもののほか、必要に応じて、この規程の運用のために必要な細則等を定めるものとする。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から実施する。